

## 周南市店舗等新型コロナ関連リフォーム補助金に関するQ & A

このQ & Aは、随時更新する予定です。市HPでご確認ください。

### 申請者に関するもの

Q1：誰が申請できるのか？

A1：市内所在の「中小企業者」と市内在住の「個人事業主」です。

・中小企業者の要件

①申請日において、法人等の設立又は開設届出書を市に提出済

②株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、士業法人のうち、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

| 業種         | どちらかを満たすこと |             |
|------------|------------|-------------|
|            | 資本金（出資金）の額 | 常時使用する従業員の数 |
| 小売業        | 5,000万円以下  | 50人以下       |
| サービス業      | 5,000万円以下  | 100人以下      |
| 卸売業        | 1億円以下      | 100人以下      |
| 上記以外（製造業等） | 3億円以下      | 300人以下      |

【参考】業種の分類（例示：日本標準産業分類上の分類）

|       |   |
|-------|---|
| 小売業   | 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業                                |
| サービス業 | 放送業、情報サービス業、駐車場業、物品賃借業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、【旅行業は除く】 |
| 卸売業   | 各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業  |

・個人事業主の要件

①令和2年7月1日現在、市に住民登録があり、②か③の人

②青色申告をしている人

③白色申告をしている人のうち、アからキのいずれか

ア 税務署に青色申告承認申請書を提出している。

イ 税務署に開業届を提出している。

ウ 県税事務所に個人事業開始の旨を申告している。

エ 雇用保険適用事業所設置届を提出している。

オ 小規模企業共済に加入している。

カ 中小企業倒産防止共済に加入している。

キ 市内の商工会議所か商工会に加入している。

Q 2 : 対象となる業種は？

A 2 : 全業種が対象となります。

## **リフォーム工事に関するもの**

Q 3 : 対象となる施設（建物）は？

A 3 : 大きく3つの要件があります。

- ①申請者が事業のために使用している建物（店舗、事務所、作業場など）
- ②市内に所在している。
- ③賃貸物件の場合は、申請者において事前に貸主の許可を得ている。

Q 4 : 対象となる工事の内容は？

A 4 : 新しい生活様式を踏まえた「新型コロナウイルス感染症対策」の工事です。  
各事業所の状況に併せてご検討ください。

- 例) 手洗い・うがい等のための水回り工事  
換気を行うための窓枠工事  
空調設備等の改善工事  
飛沫感染対策の間仕切り設置工事  
商談スペースの拡張工事  
接触を避けるための自動ドアの設置工事 など

Q 5 : 感染症対策の工事以外は対象外か？

A 5 : 工事の主たる目的が感染症対策であれば、感染症対策以外の工事を一緒に行うことは差し支えありません。

この場合、工事費を「感染症対策」と「感染症対策以外」に分ける必要はありません（工事費の総額が10万円（税抜）以上であれば対象になります。）。

なお、次の費用は対象となりませんので、ご注意ください。

- ①消費税及び地方消費税
- ②工事と区別できる備品や消耗品等の代金

Q 6 : 「工事と区別できる備品」とは？

A 6 : 設置にあたり、工事を伴わない備品です。

工事不要で設置できる備品は、補助の対象外です。

工事をしなければ設置できない備品は、補助の対象となります。

Q 7 : 完了している工事、実施中の工事は補助の対象となるのか？

A 7 : 対象となりません。

決定通知後に着工し、令和3年1月末までに完了する予定の工事が対象です。

工事着工のおおむね2週間前までに申請書を提出してください。

申請書の受理後、審査を経て、おおむね2週間程度で決定通知書を送付します。

工事は、決定通知書の到着後に着工してください。

Q 8 : 他の補助制度との併用はできるか？

A 8 : できません。

当該工事に関して、他の公的な補助制度、支援制度を活用される場合は、補助の対象外です。

Q 9 : 市内に数か所施設を有している。何回まで申請できるのか？

A 9 : 申請は一事業者について1回限りです。

隣接している、同時発注の方が効率的などの理由で、2か所以上の工事を併せて行うことは差支えありませんが、申請は一事業者につき1回限りです。

Q 10 : 自宅兼店舗（事務所、作業場）は対象となるか？

A 10 : 店舗の工事であれば対象となります。

店舗の工事であっても、市が審査を行うにあたり、自宅の工事と区別ができない場合は、補助の対象とはなりません。

見取り図や写真等で、自宅とは区別できるように資料の提出をお願いします。

## **施工業者に関するもの**

Q 11 : 施工業者が2社以上になっても良いか？

A 11 : 差し支えありませんが、3点ほどご注意ください。

- ①全ての施工業者が市内の事業者（申請者を除く。）であること。
- ②全ての施工業者が感染症対策の工事に携わること。
- ③合計の工事費が10万円（税抜）以上であること。

Q 12 : 施工業者は誰でもいいのか？

A 12 : 市内の事業者であることが補助の要件です。

市内の事業者とは、市内に事業所がある法人又は市内に住所がある個人事業主です。ただし、申請者自らが行う工事は補助対象外です。

市内の事業者であるかどうかは見積書に記載の法人の所在地、個人事業主の住所地で判断します。

Q 1 3 : 市内の施工業者を紹介してもらえるのか？

A 1 3 : 市では施工業者の紹介は行いません。

お近くの商工会議所、商工会へご相談ください。

また、WEBサイト「じゃから、周南」もご利用ください。

- ・徳山商工会議所 0 8 3 4 - 3 1 - 3 0 0 0
- ・新南陽商工会議所 0 8 3 4 - 6 3 - 3 3 1 5
- ・熊毛町商工会 0 8 3 3 - 9 1 - 0 0 0 7
- ・鹿野町商工会 0 8 3 4 - 6 8 - 2 2 5 9
- ・都濃商工会 0 8 3 4 - 8 8 - 0 0 1 0

## 補助金に関するもの

Q 1 4 : 補助率と上限額は？ いくらもらえるのか？

A 1 4 : 1 0 万円（税抜）以上の工事費の、3分の2を補助します。

3分の2の額に千円未満が生じた場合は、切り捨てとなります。

補助金の上限額は20万円となり、

市内消費の喚起を目的に、補助金の1割相当が市内共通商品券となります。

| 例：工事費（税抜） | 補助額      | 振込       | 商品券     |
|-----------|----------|----------|---------|
| 10万円      | 66,000円  | 60,000円  | 6,000円  |
| 15万円      | 100,000円 | 90,000円  | 10,000円 |
| 20万円      | 133,000円 | 120,000円 | 13,000円 |
| 25万円      | 166,000円 | 150,000円 | 16,000円 |
| 30万円      | 200,000円 | 180,000円 | 20,000円 |
| 35万円      | 200,000円 | 180,000円 | 20,000円 |
| 40万円      | 200,000円 | 180,000円 | 20,000円 |

Q 1 5 : 補助金はいつもらえるのか？

A 1 5 : 工事完了後になります。

工事完了後に完了報告書を提出していただき、審査を経て、交付となります。

市内共通商品券については、引換券を発送しますので、

最寄りの商工会議所の窓口で、引換えにより受け取って頂きます。

Q 1 6 : なぜ補助金の一部が市内共通商品券なのか

A 1 6 : 市内消費の回復、拡大を図るためです。ご協力をお願いいたします。

Q 1 7 : 補助金は課税の対象となるか。

A 1 7 : 事業所得として、課税の対象になります。

## 申請に関するもの

Q 1 8 : 補助金の申請は何回でもできるのか？

A 1 8 : できません。申請は一事業者について1回限りです。

Q 1 9 : 申請書の提出は窓口でもよいか？

A 1 9 : 感染症対策のため、郵送での提出にご協力願います。

Q 2 0 : 書類に押す印かんは？

A 2 0 : 代表者印、又は、代表者の私印でお願いします。

申請書・完了報告書・請求書等すべて同じ印かんをお願いします。

Q 2 1 : 見積書はどのようなものを添付すればよいか？

A 2 1 : 施工業者の押印があるもので、工事内容が分かる明細が記載されたものを提出してください。

※「新型コロナウイルス感染症対策工事一式 ○○円」のように、一見して内容が確認できないものは受付できかねますので注意してください。

Q 2 2 : 申請時に添付する写真は、どのようなものか？

A 2 2 : 《申請時》

- ・施設の全景写真（どの建物のリフォームを行うのか確認するため）
  - ・工事着工前の工事予定箇所の写真（複数箇所あれば、箇所ごと）
- ※例えば、蛇口を改修する場合、蛇口だけのアップ写真では、どの部分の蛇口か分からないため、工事箇所の周辺を入れて撮影してください。

《完了報告時》

- ・工事中の写真（着工前と同じ角度・構図で撮影してください）
- ・工事完了後の写真（着工前と同じ角度・構図で撮影してください）
- ・いずれも撮影した日が分かるようにして、提出をお願いします。

Q 2 3 : 書類に不備があった場合は？

A 2 3 : 不備があった場合は、市から追加書類の提出をお願いします。

その際は、再提出にあたりご協力をお願いします。

Q 2 4 : 申請書の提出から決定通知書が届くまでの期間はどのくらいか？

A 2 4 : 1 4 日程度です。決定通知書を郵送します。到着後、工事着工してください。

Q 2 5 : 決定通知書が届いたあとに工事内容が変更になった場合は？

A 2 5 : まずは、専用ダイヤル (0834-22-8829) にご連絡ください。

内容等を伺い、必要と判断した場合には、変更手続きをお願いします。  
軽微な変更と判断した場合には、変更手続きは不要となります。

なお、本事業は予算に上限があるため、最初に交付決定した額が補助上限となります。(工事費が減額となった場合は、補助額が減額となる場合がありますが、工事費が増額となった場合は、補助額は増額となりません。ご了承ください。)

Q 2 6 : 決定通知書が届いた後に工事をしないことになったがどうすればよいか？

A 2 6 : まずは、専用ダイヤル (0834-22-8829) にご連絡ください。

工事中止届の提出をお願いすることとなります。

Q 2 7 : 決定通知書が届いた後に工事代金が10万円(税抜)を下回るようになったがどうすればよいか？

A 2 7 : まずは、専用ダイヤル (0834-22-8829) にご連絡ください。

補助対象工事の要件を満たさなくなったため、「補助対象としての工事は中止」という意味で、工事中止届の提出をお願いすることとなります。  
実際の工事は、続けて頂いて構いませんが、補助はありません。

Q 2 8 : 工事代金の支払い時に値引きしてもらったが、補助金はどうなるのか？

A 2 8 : 完了報告書に工事代金の領収書を添付していただきます。

領収書をもとに、再度、補助金の額を計算し、最初の決定通知書の記載額を上限に、補助金の額を確定しますので、値引き後の工事代金の額によっては、補助額が減額となる場合があります。

※値引き後の額が10万円(税抜)未満 ⇒ 補助金の対象外となります。

値引き後の額が30万円(税抜)未満 ⇒ 減額となる場合があります。

値引き後の額が30万円(税抜)以上 ⇒ 補助額は変わりません。

| 例) | 工事見積額 (税抜) | 当初の補助額   | 値引後の代金 (税抜) | 値引後の補助額         |
|----|------------|----------|-------------|-----------------|
|    | 10万円       | 66,000円  | → 8万円       | 補助対象外           |
|    | 15万円       | 100,000円 | → 13万円      | 86,000円 (減額)    |
|    | 20万円       | 133,000円 | → 18万円      | 120,000円 (減額)   |
|    | 25万円       | 166,000円 | → 23万円      | 153,000円 (減額)   |
|    | 30万円       | 200,000円 | → 28万円      | 186,000円 (減額)   |
|    | 35万円       | 200,000円 | → 33万円      | 200,000円 (そのまま) |
|    | 40万円       | 200,000円 | → 38万円      | 200,000円 (そのまま) |

**【補足説明】 (9月29日更新)**

『「税抜きの工事見積額」から「値引き額」を引いた額』から算出します。  
見積書では消費税込みの総額に対して値引きが行われる場合もありますが、補助金額の算出については、上記の取扱いをしますので、ご注意下さい。

Q 2 9 : 工事代金の支払いを銀行振り込みなどで行い、領収書が発行されない場合はどうしたら良いか？

A 2 9 : 領収書がない場合は、請求書と銀行への振替依頼書など、請求書のとおり  
支払いがされたことが確認できる書類を提出してください。

## **補助金の交付（工事完了後の手続き）に関するもの**

Q 3 0 : 補助金の請求等の手続は？【8月7日更新】

A 3 0 : ① 交付申請書の審査後に、

「決定通知書」、  
「完了報告書」（様式）、  
その他必要書類の案内等 をお送りいたします。

① 工事が完了し、工事代金を支払った後に、  
「完了報告書」、  
「領収書の写し」、  
「写真（工事中と工事後）」を、市へ提出してください。

② 完了報告書の審査後に、  
「交付確定通知書」、  
「商品券引換券」、  
「補助金交付請求書」（様式）をお送りいたします。

③ 「商品券引換券」は、受取日から14日以内に、交付申請の際に指定された窓口（徳山商工会議所か新南陽商工会議所のどちらか）にご持参ください。引換券と交換で、市内共通商品券をお渡しいたします。

・「窓口に行かれる方の身分証明書（運転免許証や健康保険証など）」を併せてご持参ください。（受取のサイン（自署）を頂く際に、本人確認を行います。）

④ 「補助金交付請求書」、  
「通帳の写し（カタカナで口座名義が記載された箇所）」を、市へ提出してください。  
市に到着後、約2週間で指定口座へ振り込みます。

Q 3 1 : 市内共通商品券は、どこで使えるのか？

A 3 1 : 市内の加盟店で使用することができます。

商工会議所で商品券を受け取る際に、加盟店名簿をお渡ししますので、ご確認ください。

加盟店には、のぼりやステッカーを設置しています。

Q 3 2 : 市内共通商品券に使用期限はあるのか？

A 3 2 : ありません。

しかしながら、市内の消費回復、拡大を目的としておりますので、できれば、受け取り後の早い時期に、使用して頂きますようご協力をお願いします。

Q 3 3 : 市内共通商品券を使った場合、お釣りは出るのか？

A 3 3 : 額面は1, 0 0 0円で、お釣りは出ませんので、予めご了承ください。

Q 3 4 : 市内共通商品券で購入できないものはあるか？

A 3 4 : ビール券やプリペイドカード等換金性の高いものや、加盟店で対象外として  
いる商品を購入することはできません。

### 交付決定した感染症対策工事の事例（8月7日更新）

事例 1

【8月7日更新】

工事内容：ひさし設置工事

雨除けのためのひさしを設置することにより、常時、窓を開放して、換気  
を行うことができるようにする工事

事例 2

【9月29日更新】

工事内容：入口ドア取替工事

採風機能付きのドアに取り替えることにより、入口ドアを閉めた状態でも  
換気を行うことができるようにする工事

事例 3

【9月29日更新】

工事内容：コンクリート床からフローリングへの床張替工事

コンクリート張りの床をフローリングに張り替えることにより、除菌のた  
めの拭き掃除を行うことができるようにする工事